

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：平成29年9月12日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：大熊長官官房総務課長

<本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制庁の定例ブリーフィングを始めます。

○大熊総務課長 それでは、本日は、私から大きく2点御報告がございます。

まず、1点目は、次期原子力規制委員会委員長の任命についてでございます。

本日の閣議におきまして、更田新委員長が9月22日に任命されるということが決定されました。原子力規制委員会の委員長は、いわゆる認証官でございます。天皇陛下の認証を頂くこととされておりますが、その認証式の日程が22日になったことによるものでございます。

また、これに伴いまして、山中新委員につきましても、9月22日に任命されることとなります。

2点目といたしまして、皆様お手元の広報日程に基づきまして、いつものように補足説明をさせていただきます。

まず、1ページ目冒頭の原子力規制委員会でございます。明日、9月13日水曜日に第37回の原子力規制委員会が開催されます。議題は5件ございます。

まず、議題の1でございます。「東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の新規制基準適合性審査について（9月6日の議論のフォローアップ）」とされております。

内容でございますが、東京電力・柏崎刈羽原子力発電所の新規制基準適合性審査に関しまして、先週、9月6日の委員会におきまして、事業者の適格性をめぐり議論が行われたところでございます。その際に、事務局に対しまして、議論の結果を整理することなどの指示があったところでございます。

今回はそのフォローアップといたしまして、委員会からの指示を受けて事務局で作成いたしました議論の整理の案をお示しをしながら、議論をいただくということを予定しております。

続きまして、議題の2「柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉の新規制基準適合性に係る審査結果の原子力規制委員会での審議における説明方針について」とされております。

内容でございます。同じく柏崎刈羽原子力発電所6号炉、7号炉の適合性の審査につきまして、これまでの技術的審査の結果について、委員会で審議いただくに際しまして、

事務局からどのような手順、また、方法で説明をしていくかということにつきまして、あらかじめ事務局の案を説明し、委員会から指示を頂くということを予定しているものでございます。

議題の3でございます。「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について（規程）の改正について」ということでございます。内容でございますが、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点について」という規程の改正案につきまして、去る7月19日の委員会にお諮りをし、その後、意見募集を行ったところでございます。今回はその意見募集の結果を委員会に報告し、改正案について了承を求めるというものでございます。

続きまして、議題の4「原子力規制委員会が審議会の委員の任命を行うに当たっての要件等の見直しに向けた考え方（案）」ということでございます。こちらの内容でございますが、去る6月7日の委員会におきまして、原子力規制委員会と審議会の委員の任命の要件に違いがあるということで、審議会の委員の任命を行うに当たっての要件について、見直しを行うようにという指示が委員会からございました。今回、この見直しに向けた考え方というものを事務局で整理いたしましたので、これについて御審議いただくということを予定しております。

続きまして、議題の5「第16回原子炉安全専門審査会・第1回原子炉安全基本部会、第15・16回核燃料安全専門審査会の実施状況報告について（IRRSミッションへの今後の対応について）」という議題となっております。

こちらの内容でございます。いわゆる炉安審及び燃安審におきまして、一部そのもとに置かれました部会という形をとっておりますけれども、これらの会議におきまして、6月20日と8月7日にIRRS報告書から酌み取るべき事項などについて議論を行ったところでございます。今般、その議論の結果を取りまとめまして、ここに記載されております「IRRS課題への今後の対応について」ということで文書として取りまとめられたところでございます。今回の委員会では、これについて原子力規制委員会に報告を行うということを予定しているものでございます。

続きまして、広報日程の2ページ目を御覧いただきたいと思います。

一番下の9月14日、(6)の審査会合でございます。こちらの議題といたしましては、日本原電・東海第二原子力発電所につきまして、設計基準対象施設に係る審査、具体的には火山・竜巻対策等につきまして、前回審査におけるコメントへの回答をお聞きし、議論するということを予定しております。

続きまして、3ページ目、9月15日、(7)の審査会合でございます。議題といたしまして、原子力機構（HTTR）、試験研究炉でございますが、その地震等に対する新規制基準への適合性についてというふうにされております。内容でございますが、地盤・斜面の安定性、また、建屋直下の地震動の評価などの点につきまして、説明を聞き、議論を行うという予定となっております。

なお、(8)の審査会合につきましては、議題の詳細は未定でございます。決定次第、お知らせをしたいと思います。

私からは以上でございます。

<質疑応答>

○司会 それでは、皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

それでは、質問のある方は手を挙げてください。スミさん。

○記者 共同のスミです。

最初に説明いただいた更田新委員長の認証の関係なのですが、22日に認証式がされるということは、田中委員長の任期が18日までだったと思うのですが、その間というのはどのような体制になるのでしょうかというのがまず1点です。

○大熊総務課長 お答えいたしましょうか。原子力規制委員会設置法の規定に基づきまして、新委員長が任命されるまでの間は、現在の田中委員長が委員長の職務を行うということになるということになっております。

○記者 委員長の職務を行うというのは、引き続き委員長であると、数日ですが、ということよろしいのですよね。

○大熊総務課長 法律上の規定が、委員長の任期が満了したとき、委員長は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとするという規程があるということです。法律上はそういうことでございます。

○記者 例えば、20日に何か原稿、記事を出す場合は「田中委員長」という表現でよろしいのかというのが一つ。

○大熊総務課長 基準を出す場合の表現。

○記者 例えば、記事を出す場合に、田中委員長は18日で任期満了、退任したという言い方になるのか、任期満了になったけれども、まだ「田中委員長」ということよろしいのですか。

○大熊総務課長 法律上は、先ほど申し上げたような規定にのっとっているということが正確なところでございます。あとは一般論的な説明としては、そのような言い方で書いていただいて差し支えはないものと思います。

○記者 それと、従来の御説明だと、田中委員長、任期が18日ということで、出席される定例会合及び定例記者会見、13日が最後であるというような従来の御説明だったと思うのですが、そうすると、20日も田中委員長が委員長としていらっしゃると思うのですが、定例会合への出席及び定例会見というのはどのようになるのでしょうか。

○大熊総務課長 従来、18日が、今御指摘ありましたように、任期ということで予定しておりました。その上で、認証式の関係で先ほど御説明したようなことになったということございまして、その間の20日の委員会における対応の詳細につきましては、まだ確

定はしておりません。検討中でございます。

- 記者 そうなると、13日に定例会合もありますけれども、定例会見がいわゆる事実上の退任会見であるというような御説明であったと思うのですけれども、13日の時点で我々はこういったスタンスで定例会見に臨めばいいのかというのが一つあるのですけれども。
- 大熊総務課長 ごもったもな御質問と存じますけれども、日程がそのように決まったということを受けて、その対応を今ちょっと調整中でございますので、恐縮ですが、現時点では確定しておりません。また後ほどお伝えさせていただきたいと存じます。
- 記者 明日「お疲れさまでした」と花束を渡して、来週もまた「どうも」と言うのも何となく気まずいので、何となくその辺は詰めていただければと思います。
- 大熊総務課長 御配慮ありがとうございます。

○司会 ほか、御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。ナカムラさん。

○記者 日本テレビのナカムラと申します。

ちょっと今の質問とかぶるのですけれども、一応、確認なのですが、つまり、設置法によると、次の新委員長が決まるまでは前の委員長がやるというふうになっていますので、田中委員長の任期は21日までということではよろしいですか。

○大熊総務課長 何と言ったらいいのでしょうか。委員長の職務を田中現委員長が21日と申しますか、22日、新委員長が任命されるまで行うということでございます。ですから、任期がという言い方が法律上必ずしも正確かどうかについては、即答しかねます。

○記者 21日まで田中さんが委員長をされているということですね。

○大熊総務課長 委員長の職務を行っております。

○記者 そうなると、今はまだ検討中ということでしたけれども、20日の委員会を田中さんが委員長として出席しないというケースはあり得るのかなとちょっと思うのですけれども、しないということもあり得るのですか。そうなると、確実に委員長として原子力規制委員会を運営されるのではないかと思うのですけれども、そこを検討中というのには何かあるのですか。

○大熊総務課長 純粹にいろいろな日程その他、調整上の問題でございまして、今まで予定したと違う状況になったので、詳細の確認作業をしているということでございます。

○司会 広報室長の関ですが、事務方からちょっと補足させていただきます。

任期につきましては、田中委員長の任期は18日までの5年間ということになっております。しかしながら、法律上、細かく読みますと、第8条第3項というところに「委員長及び委員の任期が満了したときは、当該委員長又は委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする」というふうに書かれておりますので、任期としては18日なのですけれども、その後、今申し上げた条項を適用いたしまして、具体的には認証

式が終わるまでの間は前任の田中がその職務を引き続き行うということでございます。委員長としての職務を行うということでございます。

- 司会 引き続き御質問のある方。ヨシノさん、どうぞ。
- 記者 実務的なことを知りたいだけなのですが、要は、20日の日にも定例会合の日程がもう入っています、たしか。だから、そこを運営するのは田中委員長という考え方でよろしいのですかという質問です。
- 大熊総務課長 先ほどお答えしたとおりなのですが、その前に新しい委員長になっているであろうということが当初予定されていたわけなのですが、そこが変わったということで、委員長の職にあるのは田中委員長であるということは間違いございませんが、委員会そのものが具体的にどう運営されるかというところは、確定はしていないということでございます。
- 記者 あと、明日の議題についてお伺いしたいのですが、定例会合ですね。この議題2を日本語にして翻訳してください。お願いします。
- 大熊総務課長 もし分かりにくかったとしたら、恐縮でございます。議題名にございます、ちょっと前半は省略いたしますが、審査結果の、少し省略しますが、委員会での審議における説明方針ということでございます。委員会に対して事務局からどのように説明を行うかという方針について、あらかじめ事務局からこのように進めたいと考えていますという案を示して、委員会に検討いただき、指示を頂くということでございます。
首をかしげておられるので、もう少し補足いたしますと、審査結果の説明というのは、これまで審査会合を中心に進めてまいりました技術的審査の結果について、どのような方法・手順で委員会に説明をするかということをお示しして、御指示を頂くということでございます。
- 記者 大体審査書案というものができて、普通はですね。それについての説明を規制部長なりがされて、その後に委員の意見交換があって、これでよろしいかということで、では、審査書案が固まりますから案をとりますと。パブコメにかけますとか、ちょっと案をとるかはちょっと忘れたけれども、とにかくパブコメにかけますということで、審査書案が固まるという形になってくると思うのですが、そういう手続は当然踏みますよね。
- 大熊総務課長 おっしゃるとおりで、基本的な必要な手続は当然踏まれるということでございますけれども、もう少し補足いたしますと、審査書のいわば原案のようなものを委員会に示して審議いただくというのが必要な手続ということに、通例行っている手続ということですが、審査書の案あるいは原案というものが、これは今回に限ったことではありませんが、大部、非常に内容量の多いものでございますし、それに加えて、今回はBWRとしては初めての審査ということにもなっております。したがって、それをどのように審議いただくことがいいのかということについて、あらかじめ委員会

に御相談をしておくということでございます。

- 記者 もう少しお伺いします。審査書案の中に適格性の議論の部分をどういうふうに入れ込むかというところを指示いただきたいと、そういうことですか。
- 大熊総務課長 適格性をめぐる議論につきましては、議題の1の方で、前回の委員会での指示を受けて事務局として整理をいたしました案というものを示して、そこでまず御議論いただくというのが今回の委員会での議論ということになります。
- 記者 最後にしますけれども、私、全然分からなかったのですけれども、要は、東京電力ホールディングスが示した決意みたいなものがあつたと思うのですけれども、これを将来に担保するものであるというような、何とか将来的に担保するものにしなければいけないというのは、ちょっと誰か聞いてくださいということで、皆さん、誰か記者に聞いてもらいますけれども、経済産業省に対しては一体何を聞くのですか。どういう形で聞くのですか。ちょっとそれが分かったら教えてください。
- 大熊総務課長 前回の委員会で皆様お聞きいただきましたとおりでございますけれども、その議論の内容について、私の方で確定的に解釈をし、また、今回の議論を先取りするようなことというのはちょっと申し上げることはできないと思うのですが、可能な範囲でお話をすると、東京電力から頂いた回答、これについて実行していただく上で、1つは、実効性を確保していく方法について検討せよと。それから、もう一つは、東京電力ホールディングスという会社の現在の特性を考えますと、「当局」という言葉を使っておりましたが、経済産業省などにも見解を伺う必要があるだろうと。その方法について検討せよと、こういう指示が前回あつたものというふうに承知をしております。
- 記者 済みません。最後にします。まだ、だから、聞いていないのですよね。聞き方とかも含めてもう一回確認した上で、経済産業省にこれからどういうふうな形で何を聞くかというのをこれからするということですよ。
- 大熊総務課長 意見、考え方、どのような言葉が適切かちょっと明日の議論によりますが、考え方を聞く方法などについて検討せよという指示でしたので、それについて、明日、案を示して御議論いただくということになるものというふうに考えております。
- 記者 ありがとうございます。

○司会 ほか、御質問のある方。シゲタさん。

○記者 NHK、シゲタです。

1点だけお伺いしたいのですが、先ほど議題2で、今後、こういうふうに説明をしていきたいというような事務局案を出されるという話でしたけれども、先ほどの質問にもありましたとおり、通常ではこれはないステップではあると認識しているのですけれども、これはあくまでもBだからやるのですという理解でいいのか、それとも、今までそうやって適格性の議論とか、いろいろな議論をしてきたことで、少し整理をしようという意図もあつてこういう説明をされるのか、どちらなのですか。

○大熊総務課長 一つの理由に限定、確定的にするというのも、なかなかお答えしづらいのですけれども、やはり主として技術的な審査という面におきましても、BWRについての初めての審査ということで、様々に審査会合でも検討された点があり、委員会でもしっかり議論いただく必要があるということが、こうした議題が設けられている理由の中心であるというふうに理解をしております。

○記者 中心ではない理由というのは何かあるのでしょうか。

○大熊総務課長 中心ではないとは。申し上げていません。

○記者 ほかに、Bが主な理由だけれども、それ以外にも理由があるというふうに聞こえたのですが。

○大熊総務課長 今、具体的に私が承知しているものはございません。

○司会 よろしいでしょうか。では、スミさん、最後に。

○記者 最後、念押しというか、要望なのですけれども、20日に田中委員長が定例会合には出るけれども、定例会見に出ないとか、そういうことはないですね。

○大熊総務課長 全体を含めて、今、調整・検討をしているところでございます。

○記者 午前中と午後なので、あるということもあり得ると思うのですけれども、仮に20日の定例会合で何らか判断をされれば、それは当然、田中委員長の判断なので、やはり20日に田中委員長が出てこられて会見するのが筋であろうと思いますので、それはちょっとくぎを刺しておきたいと思います。

以上です。

○大熊総務課長 検討しているところでございます。

○司会 ほか、スズキさん以外にいらっしゃいますか。では、スズキさんが最後でいいですか。では、お願いします。

○記者 毎日新聞のスズキです。

1つ確認なのですけれども、更田委員の任命式が22日になった理由というか、そういうものがあれば。

○大熊総務課長 理由は最初に申し上げたとおりでありまして、認証官ということで、原子力規制委員会の委員長、これは天皇陛下から認証を頂くということに法律上也決まっている。そのための天皇陛下の、宮中のと申しますか、日程の調整の結果、22日になったものというふうに承知をしています。

○司会 それでは、本日のブリーフィングは以上とさせていただきます。どうもお疲れさまでした。